

# 水道の民営化 NO！ いのちの水を市民の力で守り、育もう

植本 眞司（近畿水問題合同研究会 事務局長）

## 1. はじめに

私達の研究会は、美しい自然、清らかな流れを取りもどし、人と水との豊かな触れ合いをめざして調査研究活動を行うことを目的に、水道や下水道で働く自治体職員、研究者、弁護士、ジャーナリスト、水問題に関心のある市民らによって、1989年に結成されました。おおむね、年1回「水とくらしの110番シンポジウム」を開催するとともに、各種現地調査、出版、水道に係る業務のありかたの検証等、幅広い研究活動を行っています。

また、自治体職員や議員の方々の要請に応じて、専門的な解説・助言を行ったり、水の安全に関心のある市民グループの皆様とともに、「飲料水、生活用水」を語り合う集いを催したりしてきました。

過去に取り組んだ研究内容は、琵琶湖総合開発、ダム建設、産業廃棄物による水源汚染など、近畿の住民の命の水を育む琵琶湖・淀川水系に関する内容で、成果の一部は出版されました。また、市民の方々との集いのテーマは、高度浄水処理、浄水器悪質商法、水源の汚染監視、放射能と水道水の安全等、その時々の特ピックに応じたものです。

近年3年間は、大阪市の水道民営化と大阪広域水道企業団による水道事業一元化についての、調査研究に重点を置いて活動を行っています。

本報告では、今年度の取り組みを紹介します。

## 2. 2017年度の活動紹介

### ～水道の民営化、広域化問題を市民と研究者・自治体労働者等が共同で取り組む

2017年7月に開催された第59回自治体学校 in 千葉では、分科会4「上下水道のコンセッション・広域化は住民から『いのちの水』を奪う！」において、NPO法人AMネットなどと共同で取り組んできた大阪市の水道民営化についての報告を行い、12月には「水道法改正といのちの水 ～民営化、広域化を考える～」をメインテーマにして第26回水とくらしの110番シンポジウムを主催しました。

第26回水とくらしの110番シンポジウムでの基調講演では、本会理事長の仲上健一立命館大学特任教授が、水道法改正法案、水循環基本法と水道、下水道の民間化、広域化について、海外での再公営化の動きなどを交えて、世界的な視点から解説されました(注2)。

特別報告では、大阪広域水道企業団の企業長である竹山修身堺市長が、府域水道一元化について、パワーポイントを駆使して自らの言葉で熱弁をふるわれ、同時に、水道の民営化には反対であるとの意思表示をされました。また、府域一水道を本気で実現するには、高い技術力を持つ大阪市の参加が不可欠であり、大阪市長が企業長をすべきであるとも発言され、驚きと納得が入り混じった感想を持たれた方が少なくなかったと思われます。

大阪市議会議員の山中智子さんからは、大阪市の吉村市長は水道民営化をあきらめたわけではなく、市民に否決された都構想の復活、カジノ、万博、住吉市民病院問題などに追われて、先送りしているだけであると、市役所内部の状況を紹介、公営水道を守るために全力を尽くすと述べられました。水政策研究所理事の北川雅之さんからは、大阪市水道局が、人員削減により高い技術力の継承が困難になっている実態が報告されました。

大阪市民ネットワークの小川映子さんからは、市民の目からみた水道民営化への不安が、どろ

んこ保育園の五藤清子さんからは、維新市政が福祉関連施設の水道減免制度を廃止したため、保育園で夏の水泳回数を減らさざるをえなくなった実態が語られました。

全国で22人しかいない水循環基本法フォローアップ委員会委員でもある、名古屋水道労働組合中央執行委員長の近藤夏樹さんは、安価で安全な水道水へのアクセスは憲法に保障された基本的人権であること、そもそも、自然の恵みでもある水は商品にしてはいけないことを強調されました。

パネルディスカッション、フロアー発言からは、水道は世界的には再公営化にシフトしていること、水道民営化は政府や一部マスコミが宣伝しているようなインフラ整備に寄与しないこと、逆に安全が損なわれ市民負担が高まる可能性があること、等が明らかになりました。また、広域化については、自治体や住民が無関心なまま、国や都道府県が主導して強行すれば、ダムなどの無駄な水源開発の「つけ」を押し付けられて水道料金値上げとなり、地域にある身近な水源の放棄にもつながる危険性があること、等がより鮮明に浮き上がりました。(注3)

今回のシンポジウムには、堺市上下水道局及び大阪広域水道企業団の幹部の方も来られ、「種々の視点からの意見を聞くことが出来て勉強になった」との感想が寄せられました。

### 3. おわりに

私たちの活動は派手ではありませんが、水問題において市民、研究者、労働組合などが共同して活動する研究会は全国的に珍しいものです。

水道の民営化については、20世紀後半、国・自治体とグローバル企業が一体となって水道の民営化が世界的に進めてきました。しかしながら、水道事業による営利追求を目的とした企業による水道運営は、利用する市民に大きな不利益をもたらし、世界中で市民による反発が広がった結果、2017年現在、多くの民営水道事業体が再公営化されました。

しかしながら、今、日本では、この時代遅れの「水道民営化・民間委託」を進めようとしています。皆さまとともに、命に直結する水道水を守る活動を進めていきたいと思っております(資料3)。さらに、調査研究内容を充実し、様々な団体との共同を広げる取組みを進めていきます。皆さまの研究会へのご参加(注1)をお誘いいたします。

注1. 近畿水問題合同研究会への連絡先

連絡先：近畿水問題合同研究会 理事長 仲上 健一(立命館大学特任教授)

住所：大阪市北区天神橋1-13-15 グリーン館4階 大阪自治労連公営企業評議会 気付

TEL:06-6354-7201 FAX:06-6354-7206 e-mail:s\_suirou@yahoo.co.jp

(メール標題に「近水研」とお書きください)

注2. 2017年12月第26回水とくらしの110番シンポジウムの報告より

#### (基調講演 要旨 文：仲上健一)

##### 1 水道法改正案がめざす水道事業民営化

政府は「水道法の一部を改正する法律案」を閣議決定(2017年3月7日)し、今国会成立、2018年度施行を目指している。本改正案は、水道事業の基盤強化を図る目的として「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に変更するとともに、関係者の責務を明確化し、広域連携や官民連携、適切な資産管理、指定給水装置工事事業者制度の改善を推進するものである。本法律案では、都道府県を「広域連携」の推進役と位置づけ、水道施設の運営権を「民間事業者」に設定できる仕組みを導入する」とする。改正水道法では、水道施設の運営権を「民間事業者」に設定できる仕組みを導入する」ことが目的であり、これまで行われてきた民間委託とは根本的に異なり、

まさにルビコン川を渡る決断が問われており、水道事業民営化の新たな展開の導火線となるものである。

## 2 民営化がめざすもの

日本の水道事業における官民連携はすでに定着しており、個別委託、包括委託、第三者委託、PFI 等多数の実績がある。今回の公共施設等運営方式であるコンセッション方式は、「水道資産を自治体が所有し、自治体と民間企業の契約により、民間企業が水道事業の運営権を獲得する制度」であり、運営権の移譲という点が争点になっている。全国の地方公共団体では水道ビジョンが「安全」「強靱」「持続」をスローガンのもとに策定されており、その最大の課題は「命の水」に対する持続可能な運営と未来への責任投資のあり方である。拡張・建設による収入拡大は期待できないという深刻な状況で、何らかの長期展望を見出すことは極めて困難な作業である。

## 3 民営化のメリット、デメリット

コンセッション方式導入において議論されているメリット・デメリットおよび課題を整理しよう。コンセッションのメリット・効果としては、水道事業の経営を含めた全ての業務について民間事業者が包括的に担うことにより、民間事業者のノウハウや活力が活かされ、運営の効率化が促進されることが最大のメリットとされている。また、自治体という範囲を超えた広域化の推進や公務員という枠を超えた雇用形態による水道事業の活性化が期待される。一方、コンセッションのデメリットおよび課題として、日本の水道事業ではコンセッションの導入例がなく、導入後に問題が発生した場合への対応が不明な点である。

## 4 社会基盤としての水道事業のあり方

水道法改正議論において、「世界の水道事業の再公営化から何を学ぶか?」、「民営化の歴史をどのように総括するのか?」を論議すべきである。民営化のリスクをカバーするガバナンスの構築は容易でない。水道民営化に踏み切る前の慎重な見極めが必要であり、議会の位置づけ強化、自治体の経験や自治体間の連携の尊重が重要である。とくに、情報公開・個人情報の保護の規定の明確化が求められる。民営化後の市民・行政による監視システム・評価システム(例えばイギリスの OFWAT)の導入が必須であろう。水道事業基盤強化のためには、民営化の対極にある発想として事業者の水道職員の技術・技能伝承を行うための継続的新規採用を促進し、地域住民のための将来の水道事業を支える職員の育成に対し、財政的にも政策的にも再整備することが水道事業再生の道であろう。

注 3. 本会または会員の出版物と調査記録より



大滝ダム周囲の森林崩壊現場→ダムに多量の土砂→洪水の危険

